

「万世園ショートステイ」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(山形県指定第0670400282号)

事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

事業所のご利用は原則として要介護認定をされた方が対象となりますが、介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

目次

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 施設の概要
4. 職員の配置状況
5. 事業所が提供するサービスと利用料金
6. 施設の利用を終了していただく場合
7. 施設ご利用にあたっての留意事項
8. 虐待防止の推進について
9. 身体拘束等の適正化
10. 衛生管理等
11. 業務継続計画について
12. 個人情報の保護
13. 事故発生の防止及び発生時の対応
14. 苦情の受付について

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 米沢栄光の里
(2) 法人所在地 米沢市万世町梓山5494-1
(3) 電話番号 0238-29-0310
(4) 代表者氏名 理事長 菅野 智幸
(5) 設立年月日 昭和44年9月20日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護
平成12年4月1日指定 山形県0670400282号
(2) 事業の目的 介護保険法令に従い、要介護状態にある高齢者に対し適切な支援・介護福祉サービスを提供する事を目的にする。
(3) 施設の名称 万世園ショートステイ
※当事業所は特別養護老人ホーム万世園に併設されています
(4) 施設の所在地 山形県米沢市万世町牛森4172番5
(5) 電話番号 0238-28-1455
(6) 施設長氏名 園長 高橋 真由美
(7) 運営方針

①事業所は個別援助計画に基づき利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

②事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。

③事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月日 平成12年4月1日
(9) 利用定員 短期入所生活介護 20名

3. 施設の概要

- (1) 居室

1人部屋 11室	2人部屋 43室	4人部屋 2室
----------	----------	---------

(居室の変更)

① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所で可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

② 著しい精神状態等により、他の同室者の心身状態に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、事業所が必要であると判断した場合。

③ 事業所がご利用者への適切なサービス提供を行うために必要と判断した場合。

上記に該当する場合は、利用者、家族又は代理人との協議の上実施するものといたします。

- (2) 設備 食堂 機能訓練室 静養室 相談室 医務室 多目的ホール
浴槽（一般浴槽、車椅子浴槽、特殊浴槽があります）

- (3) 併設事業
・入所生活介護
・通所介護
・居宅介護支援事業
・福祉サービス事業

4. 職員の配置状況

指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種と時間帯で職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	勤務時間帯及び職務
管 理 者	1名兼務		8:45～17:45 総括責任者
生 活 相 談 員	1名以上		8:45～17:45 日常生活の相談に応じ適宜生活支援を行う。
介 護 支 援 専 門 員	1名以上		利用者の施設サービス計画を作成する。
介 護 員	35名以上	3名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。 早番勤務 6:30～15:30 7:30～16:30 普通勤務 8:30～17:30 遅番勤務 10:15～19:15 10:15～19:15 12:45～21:45 夜間勤務 21:40～翌朝 6:40(2名) 21:40～翌朝 7:40(2名)
設 備 点 検 士	1名兼務		設備の保全・管理及び利用者の介護を行う。
看 護 職 員	3名以上	2名	健康管理や療養上の世話をを行う。 早番勤務 6:45～15:45 普通勤務 7:45～16:45 遅番勤務 9:15～18:15 夜間については交代で自宅待機を行い緊急時に備える。
機 能 訓 練 指 導 員	1名		心身の状況に応じた機能訓練を行う。
医 師 (内 科) (歯 科)		2名 1名	週2回(月曜日・金曜日) 14:00～16:00 週1回(水曜日) 13:00～14:00
管 理 栄 養 士	1名以上		管理栄養士が利用者の健康保持・増進をはかるための栄養管理を行う。
調 理 員	9名		早番勤務 5:30～14:30 普通勤務 8:45～17:30 遅番勤務 10:15～19:15
事 務 員	2名兼務		8:45～17:45 庶務全般

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者、家族又は代理人に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第4条参照）

① 食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と、利用者の身体状況、嗜好に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。又、自立支援のため離床して食堂にて食事していただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:50 ~ 8:30
昼食 11:45 ~ 12:30
夕食 17:40 ~ 18:20

② 入浴

入浴前に看護職員により健康チェックを行い、利用中に最低1回は入浴介助を行います。

利用者の状況により、普通浴槽、車椅子浴槽、特殊浴槽を利用できます。

③ 排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても真心のこもった援助を行います。

④ 健康管理

看護職、介護職の連携を密にして利用者の健康管理に努めます。

⑤ 離床

生活のリズムを考慮し、又、寝たきり防止のため、出来るだけ離床に配慮します。

⑥ 相談及び援助

利用者、家族又は代理人からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑦ 送迎

利用時、自宅と施設間の送迎

⑧ その他

利用中、希望があれば特別養護老人ホームの行事に参加できます。

例) 観桜会、盆踊り大会、餅つき等

〈サービス利用料金（介護負担割合証に準じます。1割～3割）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。

(併設型多床室)

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	451単位/日	451円	902円	1,353円
要支援2	561単位/日	561円	1,122円	1,683円
要介護1	603単位/日	603円	1,206円	1,809円
要介護2	672単位/日	672円	1,344円	2,016円
要介護3	745単位/日	745円	1,490円	2,235円
要介護4	815単位/日	815円	1,630円	2,445円
要介護5	884単位/日	884円	1,768円	2,652円

- ・ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者、家族又は代理人の負担額を変更します。
- ・上記基本施設サービス費の他に、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
サービス提供体制強化加算	18単位/日	180円	18円	36円	54円
夜勤職員配置加算	13単位/日	130円	13円	26円	39円
送迎加算	184単位	1,840円	184円	368円	552円
短期入所療養食加算	23単位/日	230円	23円	46円	69円
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
緊急短期入所受け入れ加算	90単位/日	900円	90円	180円	270円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	100円	10円	20円	30円
介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）	16.3%				

サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格等経験豊富な職員を一定の割合配置

夜勤職員配置加算（※要支援(介護予防)の方は加算対象ではありません）

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

若年性認知症利用者受入加算

65歳未満で「若年性認知症」により要介護認定を受けサービスを利用した場合

緊急短期入所受け入れ加算

緊急性のある方を受け入れた場合

生産性向上推進体制加算

介護現場におけるテクノロジーの導入活用し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を検討する委員会の開催と、必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善活動を継続的に行っている場合

介護職員処遇改善加算（Ⅰイ）

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

<居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食 費				
			多床室	従来型 個室					
生活保護受給の方		1 段階	0円	380円	0円				
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方								
	市町村民税非課税、且つ、 本人年金収入等80万円以下 の方					2 段階	430円	480円	600円
	非課税、且つ、本人年金収 入等が80万円超120万円以 下の方					3 段階 ①	430円	880円	1,000円
	非課税、且つ、本人年金収 入等が120万円超の方	3 段階 ②	430円	880円	1,300円				
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税の方		4 段階	915円	1,231円	1,445円				

・ 朝食 305円 昼食 620円 夕食 520円

※長期入所の空床利用で多床室、個室を使用した場合でも上記金額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の金額が利用者の負担となります。

- ① 特別な食事 利用者の希望に基づいて特別な食事を提供する場合。
- ② おやつ代 おやつを召し上がる場合 100円/日
- ③ 理容費 理美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。
 - ・ご利用料金 1,800円
- ④ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者、家族又は代理人に負担いただく事が適当であるものに係る費用の実費をご負担いただきます。
但し、おむつ代は介護保険給付対象となっています。
- ⑤ 電気料金 20円/日
- ⑥ レクリエーション活動
ご利用者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。
 - ・利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。
- ⑦ 利用者の移送に係る費用及び距離
自宅以外への送迎をご希望される場合は移送の料金をいただきます。
 - ・利用料金 片道 1,840円

(3) 利用料のお支払い方法（契約書第10条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は1か月毎に計算し、毎月15日までに前月分を請求いたしますので、27日までにお支払いください。1か月に満たない期間のご利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。

お支払い方法は、《口座振り込み》《口座振替》《現金支払い》の中からご契約の際に選べます。

6. 利用を終了していただく場合

事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、事業所との契約は終了し、利用を中止していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ②法人が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者から契約終了の申し出があった場合
- ⑥事業所から契約終了の申し出を行った場合

(1) 家族又は代理人からの契約解除（契約書第 21 条参照）

家族又は代理人は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には本契約を解除することができます。

- ①事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ②事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの契約解除（契約書第 22 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ①利用者、家族又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者、家族又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、2週間程度の^{さいこく}催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者、家族又は代理人が、故意又は重大な過失により利用者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は下記禁止行為を繰り返すなど著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

※サービス利用にあたっての禁止行為

- 1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマー

ハラスメントなどの行為

3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

(3) 契約終了に伴う援助

事業所は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

7. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面 会 朝8時45分から夜7時まではいつでもお越し下さい。

但し、感染症等の状況によっては時間帯の変更や面会中止もあり得ます。

(2) 飲酒・喫煙 禁止しておりませんが、場所、時間を限定させていただいております。また、ご利用者の健康状態及び他のご利用者に迷惑をおよぼすような場合は制限させていただくこともあります。

(3) 設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。

(4) 所持金の持ち込み

身の回り品についてはなるべく制限しない方針ですが、金銭及び貴重品はその都度ご相談ください。

(5) 宗教活動・政治活動 事業所内での他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。

(6) ペット ペットはご遠慮いただきます。

8. 虐待防止の推進について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

(1) 虐待防止のための指針を整備しています。

(2) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の定期的な開催します。

(3) 従業者に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。

9. 身体拘束について

身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 身体拘束の適正化のための指針を整備しています。

(2) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(4) 身体拘束の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(5) 身体拘束等の適正化を図るために、研修を定期的実施します。

10. 衛生管理等

事業所において感染症の発生、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。

- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1.1. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生した場合でも、利用者に対する介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 業務継続計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.2. 個人情報の保護

事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者、家族又は代理人等に関する事項を正当な理由なく漏洩しません。

ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する情報を提供します。

1.3. 事故発生の防止及び発生時の対応

事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における事故発生の防止のための指針を整備しています。
- (2) 事故発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しています。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修会を定期的を実施します。
- (4) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、入所者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (5) 事故の状況及び事故の際して採った処置について記録します。
- (6) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.4. 苦情の受付について

利用者等及びその他からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者等に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じます。

苦情受付窓口 介護課長 佐藤 弥生

庶務課長 松村 勇

苦情解決責任者 園 長 高橋 真由美

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：30

苦情受付箱 玄関横にボックスを設置しております。

電話番号 0238-28-1455 ファックス 0238-28-1458

苦情解決のための第三者委員

氏名 堤 全隆 0238-28-4052

今成 幸裕 0238-23-0390

清野 利洋 090-9632-6938

その他の受付

米沢市等の行政機関の他、山形県福祉サービス運営適正化委員会が受け付けます。

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 万世園ショートステイ

説明者氏名 生活相談員 _____

私は、本書面に基づいて事業者から指定短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けましたので、同意いたします。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

家 族 住 所 _____
(代理人・代筆者)

氏 名 _____ (続柄)

※なお、利用者が、心身の状況により署名できない場合は、代筆者が記名し代筆者名を署名する。